

報道関係者 各位

令和6年6月7日（金）

【照会先】

職業安定部職業対策課

課長 神谷 しのぶ

課長補佐（特定雇用対策担当） 山田 清貴

地方職業指導官 森 康司

（電話）052-219-5508

労働基準部監督課

課長 下田 隆貴

統括特別司法監督官 小田 秀樹

特別司法監督官 松尾 俊一

（電話）052-972-0253

6月は「外国人雇用啓発月間」です

【標語】

ともに創ろう、みんなが働きやすい職場
～外国人雇用はルールを守って適正に～

厚生労働省・愛知労働局では、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」とし、「ともに創ろう、みんなが働きやすい職場 ～外国人雇用はルールを守って適正に～」を今年の標語に、適正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発活動を行ってまいります。

このため、愛知労働局（局長 ^{あべみつる}阿部 充）は、外国人雇用管理指針と併せて、関係法令の周知・啓発活動を行い、外国人労働者の雇用管理の改善や適正な労働条件の確保などを目的に、以下の取組を実施します。

1 事業主などに対する周知・啓発及び協力要請

労働局、労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）は、事業主などに対し、あらゆる機会を活用し、外国人の雇用・労働条件に関するルールや配慮していただきたい事項について情報提供や集中的な周知・啓発及び協力要請を実施します。

また、事業主団体などを通じて、外国人雇用に関する集中的な周知・啓発を実施するよう協力要請を行います。

2 関係機関合同による外国人労働者就労事業場へのパトロール及び啓発活動

愛知労働局、愛知県警察、名古屋出入国在留管理局の関係機関合同で、外国人労働者が就労する事業場へのパトロールと啓発活動を実施します。

日時：令和6年6月17日（月） 20：00～

場所：名古屋市中区

(添付資料)

- ・別添1 ポスター「6月は『外国人雇用啓発月間』」
- ・別添2 パンフレット「外国人雇用はルールを守って適正に」
- ・別添3 パンフレット「外国人労働者の人事・労務支援ツールを作成しました」
- ・別添4 リーフレット「外国人労働者の職場定着のために助成金を活用しませんか？」
- ・別添5 パンフレット「事業者向け受入れ・定着マニュアル～外国人と一緒に働くために～」
- ・別添6 リーフレット「外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出はインターネットで登録できます」
- ・別添7 リーフレット「外国人の適正な雇用にご協力ください」
- ・別添8 リーフレット「妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません」
- ・別添9 リーフレット「仕事探しのトラブルを避けるために適正な会社を選びましょう！」（愛知版）
- ・別添10 リーフレット「令和6年 外国人雇用実態調査を実施します。」
- ・別添11 リーフレット「6月は『外国人雇用啓発月間』」（愛知版）